

福祉用具貸与の貸与価格上限における審査について

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、下記のとおり国から通知がされておりますが、平成30年10月貸与分から商品ごとの上限価格を超えて福祉用具貸与の請求を行った場合、国保連合会の審査チェックで返戻といたします。

福祉用具貸与事業者等におかれましては、商品ごとの上限価格をご確認の上、介護給付費の請求をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先について

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。（貸与件数が月平均100件未満の商品は除く。）

なお、「給付費明細欄のサービス単位数」は、費用の額（消費税を含む。）を事業所の所在地域の単位数あたり単価（福祉用具貸与の場合、10,000円）で除した結果（小数点以下四捨五入）を記載する必要がありますのでご注意ください。

○掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

2. 関係通知

(1) 平成30年7月13日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡
「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」
(介護保険最新情報V○1.663)

(2) 平成30年4月17日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡
「平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」
(介護保険最新情報V○1.650)